

『ひとり親家庭等医療費受給資格証』 更新手続きのお知らせ

現在、お持ちの受給資格証の有効期限は8月31日(木)までとなつていきます。9月以降も助成を受けるには、更新手続きが必要です。

■受付期間

8月1日(火)～8月25日(金)

■受付場所

福祉課 とも係
※該当する人には郵送でお知らせしていただきます。忘れずに手続きしてください。



問い合わせ 福祉課 とも係 ☎75-6118

ジェネリック医薬品のお知らせ

佐賀県後期高齢者医療広域連合では、現在服用されている薬をジェネリック医薬品(後発医薬品)に切り替えた場合に、薬代の自己負担額を

どのくらい軽減できるか試算した差額通知ハガキを「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」として、7月31日に発送しています。

○通知の対象者

該当月に処方された先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えられた場合に、1か月あたりの自己負担額の軽減が一定額以上見込まれる人が対象です。
※必ずしも全員に届くわけではありません。

○通知の記載内容

1. 薬代にかかった金額のみ表示していません。実際の窓口での支払いには、技術料・管理料等の別費用が含まれていることがあります。
2. ジェネリック医薬品に切り替えると薬代が安くなる可能性があることをお伝えするもので、切り替えを強制するものではありません。

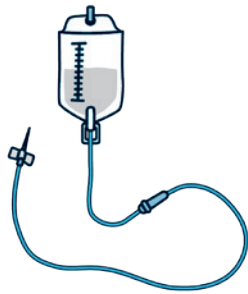
※ジェネリック医薬品とは?

ジェネリック医薬品は、最初に作られた薬(先発医薬品)の特許が切れた後に販売される医薬品です。
先発医薬品と同等の有効成分・効能・効果をもつ医薬品ですが、まったく同一というわけではありません。

問い合わせ 佐賀県後期高齢者医療広域連合
業務課 企画・保健係 ☎64-8476

1994年頃までに、輸血を受けた人へのお知らせ

(C型肝炎救済特別措置法)



1994年頃までに出産や手術による大量出血をした際に、血液から作られた医薬品(フィブリノゲン製剤、血液凝固第9因子製剤)が使用されたことによって、C型肝炎ウイルスに感染した人は、2018年1月15日までに国を相手とする裁判を起こし、国と和解することで給付金を受け取ることができます。

■問い合わせ

厚生労働省フィブリノゲン製剤等に関する相談窓口 ☎0120-509-002

受付時間：9時30分～18時
(土・日・祝・年末年始を除く)

◎訴訟の提起に必要な当時の診療録(カルテ)等の資料を探す際に利用できる資料があります。希望者には無料で配布されます。

《請求先》

〒856-8562 長崎県大村市久原2丁目1001-1
国立病院機構 長崎医療センター 臨床研究センター 調査係
*封筒には「資料請求」と朱書きしてください
*資料の請求期限は11月30日までです

《記入内容》

①お名前、②ご住所、③輸血・血液製剤投与を受けられた医療機関のある都道府県名



問い合わせ 健康増進課 健康増進係 ☎75-3355